

平成30年度沖縄県職員採用試験計画

その2

試験種類	試験区分	採用予定数	受験資格	第1次試験予定地	受付期間・申込先・試験方法等	第1次試験日	第1次試験合格者発表	第2次試験日	最終合格者発表
警 官	警察官A (男性) (警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験)	沖縄県 37名程度 警視庁 3名 千葉県 3名	1 平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ※ 警視庁を志望する者については、昭和58年7月10日から平成9年4月1日までに生まれた男性で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 警視庁が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ※ 千葉県警を志望する者については、昭和60年4月2日以降に生まれた男性で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 千葉県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	沖縄市	1 試験案内等配布開始日 4月20日(金) 2 受付期間 4月20日(金)から5月18日(金)まで (土曜日・日曜日は閉庁日のため窓口での受付は行っていません。) (郵送の場合は、5月18日までの消印のあるものに限って受け付けます。) 3 申込先 沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署 4 試験方法 (1)警察官A(男性)、警察官A(女性) 第1次試験 体力検査Ⅰ、教養試験 第2次試験 体力検査Ⅱ、身体測定、適性検査、論文試験、個別面接、身体検査 資格加点 語学(英語、中国語、韓国語)、簿記、情報処理、武道(剣道、柔道、空手)に関する特定の資格については、2次試験において一律に加点があります。 (2)警察官A(武道指導) 第1次試験 教養試験 第2次試験 体力検査Ⅱ、身体測定、適性検査、論文試験、個別面接、身体検査、武道検査 ※試験種目、資格加点等は沖縄県のものであります。	体力検査Ⅰ 7月7日 (土)	7月20日 (金)	8月上旬 ~8月中旬	9月上旬
	警察官A (女性)	若干名	2 日本国籍を有する者	宜野湾市 西原町	5 資格調査 受験資格等の調査	教養試験 7月8日 (日)			
	警察官A (武道指導)	若干名	3 武道指導については、1及び2に加え、申込日現在に柔道又は剣道の段位が3段以上であり、かつ競技会において優秀な成績をあげた者						
察 官	警察官B (男性) (警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験)	沖縄県 36名程度 警視庁 2名 千葉県 2名	1 平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 ※ 警視庁を志望する者については、昭和58年10月16日から平成13年4月1日までに生まれた男性 ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 警視庁が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	名護市	1 試験案内等配布開始日 6月25日(月) 2 受付期間 6月25日(月)から7月23日(月)まで (土曜日・日曜日は閉庁日のため窓口での受付は行っていません。) (郵送の場合は、7月23日までの消印のあるものに限って受け付けます。) 3 申込先 沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署 4 試験方法 (1)警察官B(男性)、警察官B(女性) 第1次試験 体力検査Ⅰ、教養試験 第2次試験 体力検査Ⅱ、身体測定、適性検査、作文試験、個別面接、身体検査 資格加点 語学(英語、中国語、韓国語)、簿記、情報処理、武道(剣道、柔道、空手)に関する特定の資格については、2次試験において一律に加点があります。 (2)警察官B(武道指導) 第1次試験 教養試験 第2次試験 体力検査Ⅱ、身体測定、適性検査、作文試験、個別面接、身体検査、武道検査 ※ 試験種目、資格加点等は沖縄県のものであります。	体力検査Ⅰ 10月13日 (土)	10月26日 (金)	11月上旬 ~12月上旬	12月下旬
	警察官B (女性)	10名程度	2 日本国籍を有する者	沖繩市 浦添市 那覇市	5 資格調査 受験資格等の調査	教養試験 10月14日 (日)			
	警察官B (武道指導)	若干名	3 武道指導については、1及び2に加え、申込日現在に柔道又は剣道の段位が2段以上であり、かつ競技会において優秀な成績をあげた者	宮古島市 石垣市					

※ 採用予定数及び第1次試験予定地は、現時点での予定であり、今後変更することがあります。
 ※ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者は受験できません。
 ※ 大学とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)です。
 ※ 第1次試験日、第1次試験合格者発表、第2次試験日及び最終合格者発表について、台風等により実施が困難なときは変更することがあります。